

福岡県公報

平成27年7月31日
第3715号

目次

告示 (第656号 - 第657号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
公 告		
○平成27年度職業訓練指導員試験の実施	(職業能力開発課)	2
○第44回採石業務管理者試験の実施	(工業保安課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	6
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○国土調査の指定	(農山漁村振興課)	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	11
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	12
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	12
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	12
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	13
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	13
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(薬務課)	13
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(公園街路課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14

○クリーニング業法に基づく研修の指定	(保健衛生課)	14
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(保健衛生課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15

公安委員会

○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	15
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	16
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	16
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	16
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	17
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	17

内水面漁場管理委員会

○筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間	(漁業管理課)	18
-----------------------------	---------	----

告 示

福岡県告示第656号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一 般 道	322号	前	嘉麻市大力711番7先から 朝倉市秋月野鳥814番1 先まで	5.0 ～ 16.4	12,770.3

前	嘉麻市大力711番7先から 朝倉市秋月野鳥814番1 先まで	10.0 ～ 103.0	4,845.0
後	嘉麻市大力711番7先から 朝倉市秋月野鳥814番1 先まで	5.0 ～ 73.0	12,910.3
後	嘉麻市大力711番7先から 朝倉市秋月野鳥814番1 先まで	10.0 ～ 71.0	4,845.0

福岡県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の併用を平成27年7月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	322号	朝倉市秋月野鳥818番9先から 朝倉市秋月野鳥814番1先まで

公 告

公告

平成27年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 試験職種

ア 学科試験及び実技試験を行うもの

情報処理科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

- (1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発電電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 和裁科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50) 製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろろ製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麺科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテリア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 冷凍空調機器科 (82) 配管科 (83) 住宅設備機器科 (84) さく井科 (85) 土木科 (86) 測量科 (87) 建築物設備管理科 (88) ボイラー科 (89) クレーン科 (90) 建設機械運転科 (91) 港湾荷役科 (92) 化学分析科 (93) 公害検査科 (94) 木材工芸科 (95) 竹工芸科 (96) 漆器科 (97) 貴金属・宝石科 (98) 印章彫刻科 (99) 塗装科 (100) 広告美術科 (101) デザイン科 (102) 義肢装具科 (103) 電気通信科 (104) 電話交換科 (105) 事務科 (106) 貿易事務科 (107) 流通ビジネス科 (108) 写真科 (109) 介護サービス科 (110) 理容科 (111) 美容科 (112) ホテル・旅館・レストラン科 (113) 観光ビジネス科 (114) 日本料理科 (115) 中国料理科 (116) 西洋料理科 (117) 臨床検査科 (118) フラワー装飾科 (119) メカトロニクス科 (120) フォークリフト科 (121) 建築物衛生管理科 (122) 福祉工学科

2 受験資格

ア 情報処理科を受験する場合

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第3項による受験資格を有する者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

法第30条第3項による受験資格を有し、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工及び電子回路接続を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験

	験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者のうち、刑が消滅していないもの
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

- (1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科

目欄に掲げる学科試験を実施する。

免許職種	試験の科目
情報処理科	1 学科試験 (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①ソフトウェア（言語理論、プログラミング言語、オペレーティングシステム、データベース構造） ②ハードウェア（情報理論、CPU、周辺装置、コンピュータ・アーキテクチャ） ③ネットワーク（プロトコル、LAN） ④情報工学（情報科学、情報数学、情報セキュリティ） ⑤経営工学（経営管理、生産管理） ⑥安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 システム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、プログラム設計） 2 実技試験（ペーパーテスト） システム設計、プログラム設計
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
情報処理科	学科試験 実技試験	平成27年11月25日（水曜日）	福岡県吉塚合同庁舎803号室 （福岡市博多区吉塚本町13番50号）
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法		

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時00分から午後5時00分までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職

業能力開発課」という。）へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票（受験票には52円切手を、写真票には写真を貼ること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、学科試験申込みにあつては3,100円を、実技試験申込みにあつては15,800円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受付期間は、平成27年10月19日（月曜日）から平成27年10月30日（金曜日）までとする。ただし、土日及び祝日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

(1) 合格者は、平成27年12月11日（金曜日）に受験番号のみ発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課（電話092-643-3601）に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

第44回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成27年10月9日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 履歴書1部

(イ) 受験票1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手（2部まで。3部の場合は205円、4部又は5部の場合は250円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成27年8月3日（月曜日）から同年9月11日（金曜日）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成27年9月11日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成27年10月末までに発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。

郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年7月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人どんぐり

(2) 代表者の氏名

新 照代

(3) 主たる事務所の所在地
行橋市大字今井2620番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の日常生活を支援する事業や就労支援に関する事業を行い、全ての障害者が生きがいを持って、人間らしく地域の中で共に生きることができる社会づくりに寄与することを目的とする。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年7月31日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

男性警察官用短靴Aほか購入契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成27年8月20日（木曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
男性警察官用短靴Aほか購入に係る契約
- (2) 調達物品及び数量
入札説明書による。
- (3) 納入期限
契約締結日から平成27年12月25日まで
- (4) 納入場所
福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成27年9月10日 (木) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
11	01	繊維	A A、A
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	
12	01	百貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成27年7月31日 (金) から平成27年9月8日 (火) までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成27年9月10日 (木) 午後5時45分

(3) 提出方法

直接 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。受領期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

平成27年9月11日 (金) 午後2時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

各見積単価 (8%税込み) に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保 (銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等) を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（8%税込み）に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

ウ 保証金の提出時期は入札書提出時とする。

(2) 契約保証金

各契約単価（8%税込み）に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出した小切手等）を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（8%税込み）に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

ウ 保証金の提出期限は落札業者が決定した日の翌日から7日以内とする。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札、又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書の積算が誤った入札

(9) 入札日の日付がないもの、又は日付に誤りのある入札

(10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) General descriptions of the contract that are going to be bid for A purchase contract for slip-on business shoes for male police officers and other types of shoes

(2) Contract Period:From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concernedthrough December 25,2015

(3) Time Limit of Tender : 5:45 PM on September 10, 2015

(4) Unit/ Section in charge of the notice:Supply Unit,Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2237)

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年7月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) マックスバリュ二日市店

(2) 所在地 筑紫野市二日市西二丁目801番2

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社柏屋 代表取締役 武石 政太郎	筑紫野市二日市西二丁目10番5号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所

マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 佐々木 勉	福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
---------------	-------------	---------------------

4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年3月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,105平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物南側	77
合 計	77

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物南側	32
合 計	32

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
荷さばき施設No. 1 建物東側	31.5
荷さばき施設No. 2 建物南東側	31.5
合 計	63.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	面積 (立方メートル)
廃棄物等保管施設 建物内北東側	5.16
合 計	5.16

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字苅田字餅田623番30及び623番32から623番40まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区重住三丁目10番12号

株式会社パナホーム北九州

代表取締役 矢野 仁

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市花見の里三丁目2058番及び2058番5から2058番20まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区赤坂一丁目15番30号

株式会社コーセーアールイー

代表取締役 諸藤 敏一

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成27年7月21日	飯塚市	勢田の一部	平成27年7月21日から平成28年3月31日まで
平成27年7月21日	添田町	大字添田の一部	平成27年7月21日から平成28年3月31日まで
平成27年7月21日	糸田町	鼠ヶ池の一部	平成27年7月21日から平成28年3月31日まで
平成27年7月21日	福智町	上野の一部	平成27年7月21日から平成28年3月31日まで

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年7月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人上陽ライフネットワーク

(2) 代表者の氏名

小川 健之

(3) 主たる事務所の所在地

八女市上陽町北川内123番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者等に対して日常生活の支援に関する事業や、その自立や社会参加を促進する事業等をおこなうことにより、住民参加と協働による地域づくりを進め、もってこの地域の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人One Blood Runners

(2) 代表者の氏名

川原 孝司

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市江戸屋敷二丁目5番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、環境問題、地域、もしくは地域住民や子供に対して、環境問題回復、よりよい社会環境、地域交流の場を設けることでより充実した人間関係を創造するため、スポーツ活動に関する事業を行い、広く社会に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人医食農連携健康増進研究会

(2) 代表者の氏名

松股 孝

(3) 主たる事務所の所在地

宗像市栄町16番地2ハウスユマニテ赤間駅前904号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢化が進むわが国の一般市民、又、生活習慣病が蔓延してきたモンゴルなどの発展途上国の人びとが、健康を維持増進するために、医療や農業などの活動を通じて、医薬や近代医療への依存が拡大しない健康長寿社会の実現を目指すことを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年7月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人田川市体育協会

(2) 代表者の氏名

香月 泰比古

(3) 主たる事務所の所在地

(新) 田川市大字伊田2550番地の1

(旧) 田川市大字伊加利2034番地の65

(4) 定款に記載された目的

この法人は、田川市におけるスポーツ関係団体相互の連絡協調と親睦をはかることにより、田川市の生涯スポーツの振興とよりよいスポーツ環境づくりを目指すとともに、市民の体育・スポーツの普及発展を促し、健康・体力及び技術の向上とスポーツ精神を高揚させ、明朗な田川市建設に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人シティーウィングズ久留米市民吹奏楽団

(2) 代表者の氏名

松原 昭彦

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市北野町稲数46番地6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対してコンサートなどの音楽演奏活動を行い、地域

文化の振興と音楽のある豊かな街づくりに貢献する。また、21世紀の地域社会を担う子どもたちに対しては、出張音楽教室や講習会などの音楽普及活動を行い、豊かな情操を培うとともに、健全育成に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年7月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人くらしサポートこらぼ

(2) 代表者の氏名

九十九 真知子

(3) 主たる事務所の所在地

京都郡苅田町大字尾倉3425番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、発達障害児・者とその家族、支援者及び地域社会に対して、地域で豊かに暮らすための支援、発達障害に関する適切な療育、相談、研修に関する事業および障害福祉サービス事業の経営を行い、もって発達障害児・者の教育と福祉の充実に寄与することを目的とする。

公告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年7月31日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見募集期間

平成27年7月31日から平成27年8月31日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県都市公園条例施行規則（昭和52年福岡県規則第27号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県建築都市部公園街路課に備え置きます。

平成27年7月31日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

公園施設として筑後広域公園内にプール、トレーニング室及びフィットネスルームを整備することに伴い、その供用日時及びフィットネスルームの附属設備である音響装置の料金の上限を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年7月21日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字峯ノ元2119番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市城南区南片江一丁目28番1 - 101号

野口 敬峻

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小 川 洋

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成27年10月4日（日）	福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
平成27年10月18日（日）	久留米リサーチ・パーク	久留米市百年公園1番1号
平成27年11月1日（日）	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号
平成27年11月8日（日）	福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地41

4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生	1時間（0.5時間）
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間（0.5時間）
洗濯物の処理	1時間（1時間）

繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注1 研修終了後、レポートの提出あり

注2（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

5,000円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成27年10月25日（日）	福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
平成27年11月15日（日）	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号

4 講習の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）

洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（0.5時間）

洗濯物の処理 1時間（1時間）

繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注1 講習終了後、レポートの提出あり

注2（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

4,500円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第3工区）鞍手郡小竹町大字勝野字稲葉3964番1の一部、3964番31の一部、3964番33の一部、3964番35及び3964番36

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県

福岡県知事 小川 洋

公安委員会

福岡県公安委員会告示第223号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成27年7月31日

福岡県公安委員会

表中

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 永田春記	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---------------------------------------	-----------------------------------

を

に改める。

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 佐竹正規	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---------------------------------------	-----------------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第224号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成27年7月31日

福岡県公安委員会

表中

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 永田春記	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---------------------------------------	-----------------------------------

を

に改める。

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 佐竹正規	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---------------------------------------	-----------------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第225号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成8年10月福岡県公安委員会告示第124号）の一部を次のように改正する。

平成27年7月31日

福岡県公安委員会

表中

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 永田春記	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---------------------------------------	-----------------------------------

を

に改める。

レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 佐竹正規	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---------------------------------------	-----------------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第227号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年7月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成27年9月23日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表

(合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第228号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年7月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成27年9月4日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署
平成27年9月17日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市南区塩原2丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
平成27年9月18日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署

平成27年9月30日（水）
午後1時30分～午後4時30分福岡県八女市本町602番地1
おりなす八女 研修棟 第3研修室

八女警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第229号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成27年7月31日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年10月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成27年10月8日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

平成27年10月15日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
-----------------------------------	--	--	--

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年10月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産資源の保護及び増殖を図るため、水産動物の採捕禁止区域及び期間を

次のとおり指示する。

平成27年7月31日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田善和

1 禁止期間

9月15日から11月15日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸町菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ200メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ600メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

平成27年9月15日から平成29年11月15日まで